

○車検拒否制度の運用に伴う放置違反金等の納付に関する事務処理要領について

令和6年2月26日

道本交指第3956号（会合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
みだしのことについては、これまで「車検拒否制度の運用に伴う放置違反金等の納付に関する事務処理要領について」（令3. 3. 23道本交指第4641号。以下「旧通達」という。）の通達に基づき行ってきたところであるが、この度、所要の見直しを行い、新たに別添のとおり、「車検拒否制度の運用に伴う放置違反金等の納付に関する事務処理要領」を定め、令和6年3月1日から実施することとしたので、所属職員に周知徹底するとともに、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、令和6年3月1日で廃止する。

記

主な改正内容

- 1 自動車整備事業者照会書の見本を追加
- 2 電子車検証の対応を明確化
- 3 車検拒否対応窓口における放置違反金滞納情報照会要領を変更
- 4 納付・徴収済確認書の発行手続の追加等
- 5 放置違反金等をキャッシュレス納付した場合の対応を明確化
- 6 文言整理及びその他の所要の見直し

別添

車検拒否制度の運用に伴う放置違反金等の納付に関する事務処理要領

第1 車検拒否制度の概要

自動車等の使用者（以下「使用者」という。）が、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条第1項に規定する登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車（以下「検査対象自動車等」という。）の継続検査又は同法第67条第3項の構造等変更検査（以下「継続検査等」という。）の受検に際して、放置違反金、延滞金及び手数料（以下「放置違反金等」という。）の納付義務を履行しない（放置駐車違反が行われたことを理由に納付を命ぜられた放置違反金等に関わる督促を受けたものをいう。以下同じ。）場合に、継続検査等に関わる自動車検査証（以下「車検証」という。）の返付を拒否（以下「車検拒否」という。）し、以後、自動車の使用を認めないことのほか、一方では使用者に自主的な放置違反金等の納付を促す制度（以下「車検拒否制度」という。）である。

第2 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の7の規定による車検拒否制度が適用された場合の放置違反金等の納付の方法及び各種の証明手続等について必要な事項を定め、これらの事務の適正な運用を図ることを目的とする。

第3 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各事項に定めるところによる。

1 車検拒否対応窓口

警察本部交通指導課、各方面本部交通課（以下「業務担当課」という。）及び各警察署の交通課（係）とする。

2 納付対応窓口

警察本部にあつては交通指導課及び会計課、各方面本部にあつては会計課、各警察署にあつては会計課（係）とする。

3 放置駐車違反管理システム

各都道府県警察から通報された放置駐車違反の内容を集約し、警察庁が一元管理・運用して使用者に対する責任追及等を適切に行うほか、国土交通省及び各都道府県警察に対する関連情報の通報・通知のため、各都道府県警察が運用しているシステムをいう。

4 放置違反金納付状況照会

自動車整備事業者、使用者又はその代理人からの車検拒否に関する照会を受理した際に、検査対象自動車等及びその使用者が法第51条の7第2項に規定する車検拒否の対象（放置違反金等の納付の確認を含む。以下同じ。）であるか否かについて、放置駐車違反管理システムを用いて行う照会をいう。

5 インターネット照会

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下「日整連」という。）に登録している自動車整備事業者（以下「整備事業者」という。）が、継続検査等の手続の代行に際し、事前に、インターネット上の日整連のホームページに掲載されている「放置違反金滞納情報照会」を利用して照会することをいう。この場合、整備事業者が行う放置違反金滞納情報照会は、照会しようとする検査対象自動車等の自動車登録番号標の番号を入力・送信すれば、当該自動車が車検拒否の対象である可能性があるか否かについての回答が得られる。

6 ファックス照会

道内に所在する整備振興会7法人（札幌、函館、室蘭、旭川、帯広、釧路及び北見）に加盟する整備事業者が、上記インターネット照会の結果、該当ありとの回答結果を得て車検拒否の対象である可能性があると判明した車両について、「放置違反金滞納情報照会書（自動車整備事業者用）兼同意書」（別紙1、2。以下「整備事業者照会書」という。）により、業務担当課に対して、より詳細な情報提供を求めるための照会をいう。

7 納付・徴収済確認書

車検拒否の対象となっている使用者又はその代理人が、検査対象自動車等の継続検査等に際して、車検証の返付の拒否を受けた際に提示を求められる書面であって、放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証した書面（別記第1号様式）のことをいう。

第4 継続検査等を行う国土交通省の運輸支局又は軽自動車検査協会の事務所における対応

継続検査等を行う国土交通省の運輸支局又は軽自動車検査協会の事務所（以下「車検場」という。）の窓口では、法第51条の7第2項の規定により、車検拒否をされた受検申請者に対しては、新たな有効期間が更新されずに車検証が返付される。

車検場では、車検拒否された受検申請者に対して、車検拒否制度の概要、車検拒否に該当した後の使用者が執るべき措置等を説明した「放置違反金等の滞納により車検証の有効期間を更新できなかった方へ」（別紙3）を配付している。

第5 電子車検証の対応

電子車検証の券面には、有効期間や使用者住所、所有者情報が記載されないため、インターネット接続による通信環境において、国土交通省が提供する「車検証閲覧アプリ」で、電子車検証のICタグを読み取ることにより、車検証情報を確認できるほか、当該車両が車検拒否の対象となる可能性がある場合には、その旨を表示する機能を有することから、同アプリを確認した者からの問合せ等については、次の第7により対応すること。

第6 車検拒否制度運用上の留意事項

1 使用者及びその他関係者への配慮

車検拒否制度の運用に当たっては、放置違反金等の納付義務を履行しない使用者に対する制裁を予定し、放置違反金等の自主納付の促進を目的としていることを十分に踏まえ、使用者、その他関係者に過度の負担が生じないように配慮すること。

2 納付・徴収済確認書の確実な発行

車検場では、使用者が放置違反金等を既に納付した場合であっても、警察庁からの納付確認に関する通報に時間的な差が生じ、車検拒否の対象となっている場合がある。この場合、車検場では、放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証した書面の提示を求めることがあるので、車検拒否対応窓口は、使用者その他関係者から交付の申請があった場合は、この要領に定める方法により、納付・徴収済確認書を速やかに発行すること。

第7 放置違反金等の滞納情報に関する照会手続

1 使用者又はその代理人からの照会

使用者又はその代理人のほか、インターネット照会を利用しない整備事業者による車検拒否に関する直接の照会は、車検拒否対応窓口においてのみ受け付け、次の(1)及び(2)により適切に対応するものとする。

なお、電話・ファックス、郵送による照会は、受け付けないものとする。

(1) 照会

ア 使用者又はその代理人からの放置違反金滞納情報照会は、必ず放置違反金滞納情報照会書（使用者・代理人）（別記第2号様式。以下「滞納情報照会書」という。）に必要事項が記載されていることを確認の上、受け付けるものとする。この場合、受付に際しては、自動車運転免許証又はその他の方法により本人確認を行うほか、照会者が代理人の場合は、併せて委任状の提出を求めるものとする。

なお、委任状の記載方法に定めはないが、一例として「委任状の見本」（別紙4）を添付するので、参考とされたい。

イ 整備事業者が滞納情報照会書により直接の照会を行った場合は、前記(1)のアと同様の手続を行うものとする。

なお、整備事業者が同意書欄に使用者の自署がある整備事業者照会書を直接提示した場合は、委任状の提出を求めないものとし、整備事業者に関する必要事項を確認した上、受け付けるものとする。

(2) 回答

放置違反金納付状況照会により必要事項を調査の上、次のア又はイにより、使用者又はその代理人（整備事業者を含む。）に速やかに回答するものとする。

なお、他の都府県公安委員会による放置違反金納付命令に係る事項についても回答するものとする。

ア 照会に係る登録使用者及び自動車が、車検拒否の対象である場合
放置違反金滞納情報回答書（自動車整備事業者、使用者・代理人）（別記第3号様式。以下「滞納情報回答書」という。）に必要事項を記載して交付する。

イ 照会に係る登録使用者及び自動車が、車検拒否の対象ではない場合
車検拒否の対象ではない旨を口頭で回答する。

2 整備事業者からのファックスによる照会

ファックスによる車検拒否に関する照会は、業務担当課においてのみ受け付けるものとする。この場合、道内に所在する整備振興会加盟の整備事業者であることを確認の上、次の(1)及び(2)により適切に対応するものとする。

(1) 照会

整備事業者から同意書欄に使用者の自署がある整備事業者照会書をファックス受信した場合は、委任状の提出を求めないものとし、整備事業者に関する必要事項を確認の上、受け付けるものとする。

(2) 回答

放置違反金納付状況照会により必要事項を調査の上、次のア又はイにより、照会元の整備事業者に対して速やかに回答するものとする。

なお、他の都府県公安委員会による放置違反金納付命令に係る事項についても回答するものとする。

ア 照会に係る登録使用者及び自動車が、車検拒否の対象である場合

滞納情報回答書に必要事項を記載して、ファックス送信することにより回答する。その際、誤送信の防止に十分配慮すること。

イ 照会に係る登録使用者及び自動車が、車検拒否の対象ではない場合

車検拒否の対象ではない旨を電話で回答する。

3 整備事業者照会書等の保存等

(1) 整備事業者照会書の原本は、整備事業者において3年間保管されることから、ファックス照会によるもの、直接受理によるものを含め、その写しを作成して、車検拒否対応窓口で保存するものとする。

なお、直接受理した整備事業者照会書は、原本を整備事業者に戻却するものとする。

(2) 車検拒否に該当している放置違反金等の違反番号が確認され、滞納情報回答書を作成した場合は、直接交付する時はその写しを、ファックス送信の時は原本を、それぞれ滞納情報照会書又はその写しに添付の上、車検拒否対応窓口で保存するものとする。

第8 放置違反金等の納付手続等

1 車検拒否対応窓口での対応

車検拒否対応窓口においては、使用者又はその代理人が、特定の自動車及びその使用者に関して法第51条の7第2項の規定による車検拒否の対象となっているか否かの照会を申請する場合等、必要に応じて前記第7により、滞納情報回答書を交付

するものとする。

2 納付対応窓口での対応

納付対応窓口においては、使用者又はその代理人の本人確認及び放置違反金納付状況照会を行い、当該放置違反金等の金額に誤りのないことを確認の上、徴収し、必要事項を記載した現金領収証書等を交付するものとする。

上記対応後、納付・徴収済確認書の発行が必要である場合は、車検拒否対応窓口に確実に引き継ぐものとする。

第9 納付・徴収済確認書の発行手続

1 放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面

車検場においては、

○金融機関等において、放置違反金等を納付した際に発行された領収証書

○車検拒否対応窓口で発行された納付・徴収済確認書

のいずれかが、放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面となっている。したがって、納付対応窓口で、放置違反金等を収納した際に交付する現金領収証書及び納入通知（納付）書により放置違反金等を収納した際に交付する領収証書のいずれについても、納付したことを証する書面とみなされないことから、これらを交付する際は、車検拒否対応窓口において納付・徴収済確認書を発行するものとする。

また、滞納処分により放置違反金等を全額徴収した場合は、領収したことを証する書面の交付をしないことから、納付・徴収済確認書を発行するものとする。

ただし、車検拒否対応窓口において、これら車検拒否に関する説明をしたにもかかわらず、使用者又はその代理人が納付・徴収済確認書の交付を希望しない場合については、発行を要しない。

なお、納付・徴収済確認書の交付に当たっては、その経緯を明らかにして透明性を確保するため、納付・徴収済確認書交付簿（別記第4号様式。以下「交付簿」という。）に必要事項を記載するほか、受取人からの署名を徴し、必ず、同確認書に一連番号等を付した上で交付所属の長の公印を押印するものとする。

さらに、車検拒否対応窓口における納付・徴収済確認書の発行は、執務時間内で取り扱うこととし、同確認書の写しを作成の上、保存するものとする。

2 放置違反金等の一部に未納がある場合

放置違反金等の一部が未納である場合は、納付・徴収済確認書の発行は行わないものとする。

3 他の都府県公安委員会が命じた放置違反金等を納付した場合

北海道公安委員会（当該方面公安委員会を含む。）以外の公安委員会が納付を命じた放置違反金等の納付に係る納付・徴収済確認書を交付して欲しいとの申出があった場合は、発行すべき公安委員会が異なることから、同確認書は交付できない。

4 放置違反金をキャッシュレス納付した場合

クレジットカード決済、インターネットバンキング等による放置違反金の納付（以

下「キャッシュレス納付」という。)の場合は、納付や領収したことを証明する書類の発行がない。

このため、キャッシュレス納付をした者から、納付・徴収済確認書を交付して欲しいとの申出があった場合は、業務担当課に照会し、キャッシュレス納付の事実が確認できたときにのみ交付することとする。

第10 納付・徴収済確認書を再発行する場合

放置違反金等を納付した者が、金融機関等で交付された領収証書又は車検拒否対応窓口で交付された納付・徴収済確認書を紛失するなどし、再交付申請をする場合は、車検拒否対応窓口においてのみ受け付け、次の1及び2により適切に対応するものとする。

1 照会

使用者又はその代理人による再交付の申請にあつては、必ず納付・徴収済確認書再交付申請書（別記第5号様式）に必要事項が記載されていることを確認の上、受け付けるものとする。この場合、申請を受理する時には、自動車運転免許証又はその他の方法により本人確認を行うほか、申請者が代理人の場合は、併せて委任状の提出を求めるものとする。

2 回答

放置違反金納付状況照会により必要事項を調査の上、再発行すべき事由が確認された場合には、使用者又はその代理人に対し、速やかに納付・徴収済確認書を交付し、交付簿に必要事項を記載するものとする。

3 北海道内における放置違反金等の納付・徴収済確認書の再発行

公安委員会が異なる場合には、他の都府県公安委員会の手続と同様に、納付・徴収済確認書の再発行を原則として行わないものとする。ただし、北海道公安委員会及び道内各方面公安委員会によるものであって、それぞれの業務担当課を通じて放置違反金等の納付が確認できるものに限り、交付するものとする。この場合、前記1及び2の手続を行い、交付簿に必要事項を記載するものとする。

第11 放置違反金等に係る納入通知書等の再発行

放置違反金等に係る納入通知書等の再発行の申請は、業務担当課で受け付けるものとし、次の1及び2により適切に対応するものとする。

1 納入通知書等の再発行を求められた場合は、まず、納付対応窓口にて納付できることを説明するものとする。

2 上記の方法により対応できない場合は、納付命令を受けた者の住所、氏名、自動車登録番号及び違反番号等の必要事項を聴取の上、業務担当課に報告し、再発行の申請を依頼するものとする。

第12 納付対応窓口において放置違反金等の納付を確認した場合の措置

放置違反金等の納付に関しては、納付対応窓口で収納してから放置駐車違反管理システムに納付のデータが反映されるまで時間的な差が生じることから、二重納付等を未然に防止する必要がある。

よって、納付対応窓口で放置違反金等の納付を確認したときは、取扱いのあった納付命令の番号（違反番号）等について、当日中の収納状況を取りまとめ放置違反金収納状況報告書（別記第6号様式）により、該当する業務担当課に対し当日中に報告するものとする。この場合の報告は、本件事務における処理の迅速化を図るため、北海道警察WANシステムによる電子メールを用いるものとする。

第13 車検拒否制度に関する問合せへの対応

整備事業者からの放置違反金滞納情報照会及び使用者、車検場の職員等からの車検拒否制度に関する問合せに対しては、業務担当課に「車検拒否制度対応窓口」（別紙5）を設置して、統一的かつ適切に対応するものとする。

※ 別記様式等は省略